

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成26年8月14日（平成26年（行個）諮問第79号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（行個）答申第69号）

事件名：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会が保有する本人に係る保有個人情報の一部訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1及び別表2に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、その一部を訂正し、その余の部分を不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成26年4月15日付け鹿児島総第8号により鹿児島行政評価事務所長（以下「処分庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について、不服があるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

通知、訂正の理由、訂正しないについて不服があります。①特定会社、事実に基づいて訂正（追加、削除など）すべきである。第三者委員会は、「推測でお答えする事はできません」と答えていた。今回の訂正文書では推認されるため「特定時前後」と訂正した。どこから特定時前後が出てきたのか。単なる文書偽造である。「元同僚」と記載したという事実により、審議結果を少なくとも左右しました。第三者委員会委員は、「他の申立人にも、このように「元同僚」としています」と発言されました。申立事業所における元社会保険事務担当者は、申立人の氏名を覚えていないと回答していますが、当たり前です。私もその方を知りません。何故、席上配布、審議後回収なのか、わかりません。単に訂正しましたでは困ります。②熊本地方貯金局についても①と同じ理由です。私が勤めた事業所は、熊本地方貯金局（熊本市花畑町）ではなく、当時の事業所名称が、郵政省九州郵政局（熊本市城東町1-1）（地下又は下の方に床屋があった。大分県、宮崎県の定期預金、定額預金の集

計事務) だったはずですが。③事実に基づき説明すべきです。どうみても、千葉県特定市→東京都特定区が欠けているのは、非常に不自然である。何の為に同意なしに戸籍などを取得されたか不可解である。「厚生労働省の記録」となっている? 「雇用保険の記録」ではなく「失業保険の記録」ではありませんか。「席上配布, 審議後回収」この上の方の表は、ほとんど無意味である。年金手帳の記号, 頭2桁は21(東京都), 失業保険証の記号, 頭2桁は13(東京都)である。④事実に基づいて, 説明, 訂正すべきである。多数の職歴審査照会回答票(個人情報)が開示された。3人の被保険者が記録されているが、「元事業主」の特定個人様ものっております。

鹿児島行政評価事務所の保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)について, 記載されたことについて

訂正請求者の趣旨及び理由を載せた上で, 決定の通知を出すべきと考えます。評価事務所の都合の良い書き方, 表現になっていて, 事実がわかりません。2つの事業所のヒアリングの日付, 時間が重複している事が問題であるので, 「重複」を表示して下さいとお願いしたところ, 「はい」との答えでした。その後, 二転三転した結果, 総務省(かすみがせき), 小石川の方から「それは, まずい」と言われたので, 「重複」は入れませんとのこと。鹿児島行政評価事務所の特定個人は, 隠ぺいされたに等しいと私は考えます。総務省にとって都合の悪い事は, ほとんど残らないのです。

このような事では, 第三者委員会への申立から始まり, 訂正請求, 利用停止請求, 不服申立まで, 私は不利益を受けます。「それはまずい」というような指導はやめて下さいませ。「表現」という熟語が6回使われていますが, 「事実」と違います。

(2) 意見書

審査請求人から, 平成26年9月11日に意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから, その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者が法12条の規定に基づき, 平成26年1月24日付けで行った「年金記録に係る確認申立て(鹿児島厚生年金苦情案件856)に関して収集・作成した書類, 資料, 事業所・個人などの回答書, 他からの情報, 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会が自ら作成した文書」を請求内容とする保有個人情報開示請求に対し, 処分庁は, 同年2月20日付け鹿児島総第2号により部分開示決定を行った。

本件審査請求は, 開示された保有個人情報の一部が事実と異なるとして,

法28条1項の規定に基づき、平成26年3月20日付けで行われた保有個人情報の訂正請求に対し、処分庁が同年4月15日付け鹿児島総第8号により行った原処分を不服として、同年5月19日付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となる保有個人情報

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、原処分の対象である以下の3件である。

- (1) 「年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果」のヒアリング日時
- (2) 「個票」における申立人の「住所地の変遷」
- (3) 「年金記録に係る確認申立てについて（通知）」における「オンライン記録に掲載されている申立事業所における全被保険者3人（元事業主を除く。）」という表現

3 審査請求の理由

審査請求人は、原処分に関し、事実に基づき訂正すべきであるとして審査請求を行ったものである。

4 諮問庁の意見

(1) 年金記録確認第三者委員会について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、国民生活に直結する切実かつ深刻な問題である、いわゆる年金記録問題に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため設置された機関であり、年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に年金記録がなく、申立人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事案について、国民の立場に立って、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを任務としている。このため、年金記録の訂正の判断基準は、申立内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされており、肯定的な関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断することとされている。

この判断に当たっては、厚生年金に関する申立ての場合、元同僚等から、申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況、申立期間当時の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、給与の支給実態等について確認を行うなど、元同僚等からの回答・証言などの協力が欠かせないものとなっている。

(2) 本件対象保有個人情報の法29条該当性について

ア 上記2(1)について

訂正請求の対象となった開示文書のp337、p349、p359及びp360は、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会（以下「鹿

児島地方第三者委員会」という。)の審議資料として、申立人が勤務していたと主張する事業所に勤務していた者等に、当時の状況等についてヒアリングを行った結果をそれぞれ記載したものである「年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果」の一部である。

処分庁は、審査請求人からの訂正請求を受けて、訂正請求の対象となった開示文書のヒアリング日時を確認したところ、同一の調査員が4人に個別にヒアリングを行ったにもかかわらず、p 3 3 7及びp 3 4 9にはいずれも「特定年月日 a 特定時分 a～特定時分 b」、p 3 5 9及びp 3 6 0にはいずれも「特定年月日 b 特定時分 c～特定時分 d」と同一の日時が記載されていた。処分庁が当時の担当者に確認する等したところ、これらの時間帯にヒアリングの相手方に電話したことは間違いないが、全体の状況から応答に必要とする時間等が必ずしも正確とはいえず、いずれも特定時前後にヒアリングを行ったことは推認されるが、当時の正確なヒアリング日時を記録したメモ等は残っておらず、正確な時間は不明であるとのことであった。このため、平成26年4月15日付け鹿児島総第8号により、p 3 3 7及びp 3 4 9の「特定年月日 a 特定時分 a～特定時分 b」を、ヒアリングが行われたと推認できる「特定年月日 a 特定時前後」、p 3 5 9及びp 3 6 0の「特定年月日 b 特定時分 c～特定時分 d」を、ヒアリングが行われたと推認できる「特定年月日 b 特定時前後」と訂正した。

審査請求人は、当該訂正決定について、「特定時前後」と訂正しているが、どこから特定時前後が出てきたのか、事実に基づいて訂正すべきであると主張している。

しかしながら、審査請求人は原処分により訂正された表記について、どのような根拠に基づき事実でないかと判断し、その結果どのような表記に訂正すべきと考えているのか主張しておらず、諮問庁において当該表記が事実と異なると判断できる具体的な根拠も提示していない。

したがって、審査請求人の上記2(1)に関する主張は、理由がなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものであるとはいえない。

イ 上記2(2)について

審査請求人は、個票に申立期間以前の住所地である千葉県特定市及び東京都特定区の記載が欠けているのは非常に不自然であり、事実に基づき追記すべきであると主張している。

しかしながら、個票は第三者委員会の審議資料として、申立内容、調査結果等審議上必要な情報を記載するものであり、申立期間以前

の申立人の居住地の情報を追記する必要があるものではない。

したがって、審査請求人の上記2（2）に関する主張は、理由がなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものであるとはいえない。

ウ 上記2（3）について

審査請求人は、「年金記録に係る確認申立てについて（通知）」における「オンライン記録に掲載されている申立事業所における全被保険者3人（元事業主を除く。）」という記載について、3人の被保険者が記録されているが、元事業主の特定個人様も載っていることから、事実に基づいて説明、訂正すべきであると主張している。

しかしながら、オンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）には、元事業主のほかに3人の被保険者の記録が記載されており、「オンライン記録に掲載されている申立事業所における全被保険者3人（元事業主を除く。）」という表現は事実と相違ない。

したがって、審査請求人の上記2（3）に関する主張は、理由がなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものであるとはいえない。

なお、審査請求書において、審査請求人は原処分に対する不服以外のことについても主張しているが、いずれも本件審査請求の対象とはならない。

5 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報について、一部訂正決定とした原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①平成26年8月14日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年9月11日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④平成28年3月22日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑤同年6月16日 | 審議 |
| ⑥同年7月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成26年2月20日付け鹿児島総第2号により一部開示決定された保有個人情報のうち、別表1及び別表2に掲げる3件の文書に記録された本件対象保有個人情報について、その一部の訂正を求めるものである。

処分庁は、本件訂正請求のうち、別表1に掲げる部分については、訂正請求に理由があるとして訂正したが、別表2に掲げる部分については、訂

正請求に理由がないとして不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分について、訂正した部分も含め不服があるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件訂正請求部分の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件訂正請求部分を確認したところ、当該部分は、i) 審査請求人の年金記録に係る確認申立てに関連して、鹿児島地方第三者委員会の調査員が、審査請求人が勤務していたとする事業所に勤務していた者等にヒアリングを行った結果等を記載した記録のうちヒアリング日時、ii) 鹿児島地方第三者委員会の審議資料として使用された個票に記載されている審査請求人の住所地の変遷及びiii) 審査請求人が勤務していたと主張する事業所に係るオンライン記録の情報であると認められることから、いずれも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

(1) 文書1について

諮問庁の説明によれば、文書1は、鹿児島地方第三者委員会の審議資料として、審査請求人が勤務していたと主張する事業所に勤務していた者等に、当時の状況等についてヒアリングを行った結果をそれぞれ記載

したものである「年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果」の一部である。

処分庁は、本件訂正請求を受けて、同一の調査員が4人に個別にヒアリングを行ったにもかかわらず、ヒアリング日時の重複があり、事実と異なる内容であると推認されることから、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断し、文書1に記録されたヒアリングの時間をヒアリングが行われたと推認できる「特定時前後」と訂正した。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、訂正された「特定時前後」という記載について、どこから特定時前後が出てきたのか、事実に基づいて訂正すべきであると主張するが、どのような根拠に基づき、どのように訂正すべきと考えているのかについて主張していない。

したがって、「審査請求人は、当該訂正された表記について、どのような根拠に基づき事実でないと判断し、その結果どのような表記に訂正すべきと考えているのか主張しておらず、諮問庁において当該表記が事実と異なると判断できるだけの具体的根拠も提示していない」とする諮問庁の説明を否定すべき根拠は見いだされず、他に当該説明を覆すに足りる事情も認められないことから、法29条に基づき訂正するとしたことは妥当である。

(2) 文書2について

処分庁は、文書2は鹿児島地方第三者委員会の審議資料として審議上必要な情報を記載するものであり、申立期間以前の申立人の居住地の情報を追記する必要はなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないと説明する。

これに対し、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書（以下「訂正請求書」という。）において、文書2には、住所地の変遷で千葉県特定市から東京都特定区までの記載が抜けていると主張する。

当審査会において、諮問書に添付された文書2を確認したところ、当該文書は、鹿児島地方第三者委員会において、審査請求人の年金記録に係る確認申立事案を審議するための資料として作成された文書であり、審査請求人が主張する住所地の変遷は記載されていないものの、申立期間及びその前後の期間の審査請求人の住所地が記載されていることが確認できる。

諮問庁は、文書2は、鹿児島地方第三者委員会の審議資料として、申立内容、調査結果等審議上必要な情報を記載するものであり、申立期間以前の申立人の居住地の情報を追記する必要があるものではないと説明するが、この説明に不自然、不合理な点はないことから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認め

られない。

(3) 文書3について

処分庁は、文書3の「オンライン記録に掲載されている申立事業所における全被保険者3人（元事業主を除く。）」という記述について、当該記述には事実と異なる点はなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないと説明する。

これに対し、審査請求人は、訂正請求書において、当該記述は事実と違ふと主張するが、どのような根拠に基づき事実と違ふと判断し、どのように訂正すべきと考えているのかについて主張していない。

したがって、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に審査請求人自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張しているとは認められないことから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(4) したがって、本件訂正請求について、その一部を訂正したことについては妥当であり、その余の部分を不訂正としたことについては、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を訂正し、その余の部分を不訂正とした決定について、別表1に掲げる文書1に記録された保有個人情報について訂正したことは妥当であり、別表2に掲げる文書2及び文書3に記録された保有個人情報について不訂正としたことは、当該保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

文書番号	文書名	頁	訂正内容	訂正理由
1	年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果	337 及び3 49	「特定時分 a ～ 特定時分 b」を「特定時前後」に訂正	ヒアリング日時の重複があり、事実と異なる内容であると推認されるため。
			「元同僚」を「同一会社に勤務した者」に訂正	必ずしも同一時期に勤務した者でない者についても「元同僚」という表現を用いており、適当ではないため。
		359 及び3 60	「特定時分 c ～ 特定時分 d」を「特定時前後」に訂正	ヒアリング日時の重複があり、事実と異なる内容であると推認されるため。

別表 2

文書番号	文書名	頁	不訂正とした部分	理由
2	個票	380	「住所地の変遷」欄	個票は鹿児島地方第三者委員会の審議資料として審議上必要な情報を記載するものであり、申立期間以前の申立人の居住地の情報を追記する必要はなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないため。
3	年金記録確認に係る確認申立てについて（通知）	389	オンライン記録に掲載されている申立事業所における全被保険者3人（元事業主を除く。）	当該記述には事実と異なる点はなく、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないため。